

東日本高速道路株式会社

第9期定時株主総会

報告事項

事業報告	・・・	P 1
連結貸借対照表	・・・	P 19
連結損益計算書	・・・	P 21
連結株主資本等変動計算書	・・・	P 22
連結注記表	・・・	P 23
貸借対照表	・・・	P 31
損益計算書	・・・	P 34
株主資本等変動計算書	・・・	P 35
個別注記表	・・・	P 36
連結計算書類に係る会計監査人監査報告謄本	・・・	P 44
会計監査人監査報告謄本	・・・	P 45
監査役会の監査報告謄本	・・・	P 46

事 業 報 告

〔 平成25年4月 1日から
平成26年3月31日まで 〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 総括

当連結会計年度における日本の経済は、金融緩和や政府による各種経済政策等を背景に企業業績が改善し、堅調な個人消費にも支えられ、景気は緩やかな回復基調となりました。また、平成32年（2020年）のオリンピック・パラリンピックの東京開催が決定し、建設業や不動産業等を中心に内需拡大への期待が高まったほか、震災の復興需要や円安の進展等の影響による建設技能労働者の不足や建設資材・燃料の価格上昇がみられました。

このような事業環境のなか、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制に基づき、適正かつ効果的に業務を遂行してきました。

高速道路事業では、東日本大震災の被災地復興に大きく寄与する常磐自動車道について、環境省の除染作業終了を受け、建設中区間の工事を全面展開するとともに、東日本大震災による被災及び福島第一原子力発電所事故の影響により通行止めとしていた広野IC～常磐富岡IC間の復旧工事を完了し、平成26年2月22日に再開通しました。更に、首都圏中央連絡自動車道（東金JCT～木更津東IC）等2道2区間を開通したほか、首都圏環状道路の早期整備に向けて、首都圏中央連絡自動車道や東京外環自動車道について事業を鋭意進めました。

また、平成24年11月に中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社と共同で設置した「高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会」での検討を踏まえ、平成26年1月に「東・中・西日本高速道路株式会社が管理する高速道路における大規模更新・大規模修繕計画（概略）」を公表するとともに、当社独自の新たな取り組みとして、長期的な道路インフラの安全・安心の確保に向けた「スマートメンテナンスハイウェイ（SMH）」構想を平成25年7月に発表しました。

更には、平成26年4月以降の新たな高速道路料金について、国土交通大臣から平成26年3月14日に許可を受け、料金水準の変更、利便増進計画の終了に伴う料金割引の再編、消費税率の引上げに伴う料金の変更等の準備を確実に進めました。

道路休憩所事業では、独自の世界観を演出した「テーマ型エリア」の第2弾として、平成25年12月に東北自動車道羽生パーキングエリア（上り線）において「鬼平江戸処」をオープンするとともに、2箇所サービスエリアを「ドラマチックエリア」としてリニューアルを行い、サービスの快適性、利便性及び多様性を一層高め、地域経済や観光の振興にも努めました。

また、常磐自動車道守谷サービスエリア（上り線）では、広域災害時の防災拠点として機能する初めてのサービスエリアとして「P a s a r（パサール）守谷（上り線）」をオープンしました。

当連結会計年度の営業収益は8,590億53百万円（前期比2.2%増）、営業利益は3

2億52百万円（前期は76億98百万円の営業利益）、経常利益は57億95百万円（前期は108億79百万円の経常利益）となり、この結果、22億96百万円の当期純利益（前期は82億75百万円の純利益）となりました。

各部門の概況は次のとおりです。

② 部門別の状況

I 高速道路事業

高速道路事業につきましては、安全で快適な走行環境を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路ネットワークの早期整備に向け高速道路の新設及び改築に取り組んでまいりました。

高速道路の管理事業につきましては、当連結会計年度末現在で管理延長が計43道路3,735kmとなった高速道路の安全と快適をお客さまにいつも実感していただけるよう、騒音低減効果及び雨天時の事故防止効果の高い高機能舗装の整備等を進めてきました。

また、高速道路の災害対応としましては、東日本大震災による被災及び福島第一原子力発電所事故の影響により通行止めとしていた常磐自動車道 広野IC～常磐富岡IC間について、復旧工事を鋭意進め、平成26年2月22日に再開通しました。

そして、広域災害時の防災拠点として機能する初めてのサービスエリアとして守谷サービスエリア（上り）を整備し、自衛隊や消防等関係機関と合同防災訓練を行いました。

また、中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道の笹子トンネル上り線で平成24年12月に発生した天井板落下事故を受け、前連結会計年度に実施したトンネル内道路附属物等のうち重量構造物の一斉点検に引き続き、重量構造物以外のトンネル内道路附属物等の一斉点検を実施し、お客さまの走行に支障となる損傷がないことを確認するとともに、異常時に備えたバックアップ対策を順次実施してきました。更には、今後の管理の合理化も踏まえ、撤去可能なトンネルの天井板の撤去を行いました。

そして、経年劣化が進む高速道路の資産を将来にわたって健全な状態で管理し、お客さまに安心して利用していただくために必要な方策を検討するため、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と共同で外部有識者による「高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会」を平成24年11月に設置し、持続可能な的確な維持管理・更新のあり方について検討を進め、平成26年1月に「東・中・西日本高速道路株式会社が管理する高速道路における大規模更新・大規模修繕計画（概略）」を取りまとめました。

更には、当社独自の取組みとして、長期的な道路インフラの安全・安心の確保に向け、ICT（Information and Communication Technology）の導入や機械化等を行い、これらが技術者と融合した総合的なメンテナンス体制を構築し、維持管理・更新の効率化や高度化を図る「スマートメンテナンスハイウェイ（SMH）」構想を平成25年7月に発表し、本社内にSMH推進戦略会議を設置しました。

また、利便増進計画による割引が平成26年3月で終了することから、割引制度全体を見直すとともに、平成26年度からの消費税率引上げを通行料金に適正に転嫁することとし、平成26年3月に高速道路事業の変更の許可を受け、料金の変更等の準備を確実に進めました。このほか、福島第一原子力発電所の事故により避難されている方を対象として平成23年6月から国の施策に基づき開始した通行料金の無料措置を当連結会計年度も継続したほか、関越自動車道の坂戸西スマートインターチェンジ等の運用開始を含め、計37箇所スマートインターチェンジの適切な運用管理を行うことにより、お客さまの利便性向上と地域との連携強化を図りました。

一方、高速道路の新設事業につきましては、計10道路309kmの区間で、4車線化拡幅等の改築事業は、計21道路86kmの区間で実施しました。当連結会計年度の新規開通

区間は次のとおりです。

また、仙台都市圏高速環状ネットワークの一元管理による更なる利便性向上のため、平成25年7月1日をもって、宮城県道路公社より仙台南部道路の移管を受けました。

【新設】2道2区間（44.6km）

道路名	区間	延長
一般有料道路		
仙台北部道路	富谷JCT～富谷IC	1.7km
首都圏中央連絡自動車道	東金JCT～木更津東IC	42.9km

【移管】1道1区間（12.2km）

道路名	区間	延長
一般有料道路		
仙台南部道路	仙台若林JCT～仙台南IC	12.2km

※平成26年4月12日に、首都圏中央連絡自動車道稲敷IC～神崎IC間（10.6km）が開通しました。

なお、首都圏中央連絡自動車道（栄IC・JCT～藤沢IC）等2区間の新設、仙台南部道路（仙台若林JCT～仙台南IC）の移管、12箇所のスマートインターチェンジ整備等を行う高速道路事業の変更について、国土交通大臣から平成25年6月11日に許可を受けました。

この結果、当連結会計年度において、全体計画延長3,987kmの約94%にあたる3,735kmの高速道路ネットワークを形成させました。高速道路の新設・改築にあたっては、良好な沿道環境の保全や地域との調和を図るため、遮音壁の設置や盛土のり面の樹林化等を進め、地球温暖化防止等にも寄与すべく努力してまいりました。

また、新技術の活用等によるコスト削減の取組みにつきましては、汚染土の発生量の削減及び処理方法の見直し、防雪林の低密度化、スケールメリットを活かした資材の直接調達等について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）との協定に基づき助成金を獲得いたしました。

当連結会計年度の料金収入等は、震災復興需要を伴った景気回復等による交通量増加により6,683億75百万円（前期比2.7%増）となりました。また、上掲の各区間を新規に開通させたこと等に伴い、道路資産完成高は1,174億74百万円（前期比9.9%減）となりました。これらにより、高速道路事業における営業収益は7,858億49百万円（前期比0.6%増）となりました。

一方、機構との協定に基づく道路資産賃借料については、同協定の加算条項の適用等により4,618億42百万円（前期比2.8%増）となりました。また、その他の営業費用については、3,243億14百万円（前期比1.1%減）となりました。これらにより、高速道路事業における営業費用は、7,861億57百万円（前期比1.1%増）となりました。

この結果、当連結会計年度において、高速道路事業は3億8百万円の営業損失（前期は36億65百万円の営業利益）となりました。

II 受託事業

受託事業につきましては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等について、事業を推進してまいりました。

当連結会計年度の受託事業における営業収益は311億83百万円（前期比78.7%増）、営業費用は312億49百万円（前期比79.1%増）となり、この結果、65百万円の営業損失（前期は0.9百万円の営業損失）となりました。

III 道路休憩所事業

道路休憩所事業につきましては、当社が管理する310箇所（うち、当社が資産を保有する箇所は272箇所、当社の営業施設がある箇所は183箇所。310箇所のほか、営業休止中2箇所。）のサービスエリア・パーキングエリアをより魅力ある空間として楽しんでいただけるものとするため、当社全額出資の子会社であるネクセリア東日本株式会社、株式会社ネクスコ東日本リテイル、株式会社ネクスコ東日本エリアサポート及び株式会社ネクスコ東日本ロジテムと一体となり、高速道路商業施設運営のスペシャリストとして、CS（顧客満足度）の向上を図るとともに、業務執行の効率性を追求しながら、事業を推進してまいりました。

当連結会計年度における営業施設の運営につきましては、「HEARTLINK NIPPON～つなごう、こころ。ひろげよう出会い～」のスローガンの下、東日本大震災で被害を受けた地域の復興支援として、被災地域の特産品のPRや、被災地域の食材を使用したメニューの提供を行いました。

営業施設の建設につきましては、平成25年12月に、東北自動車道羽生パーキングエリア（上り線）を特定のテーマで統一された世界観をエリア全体で表現する「テーマ型エリア」としてリニューアルしたほか、平成26年3月に、常磐自動車道守谷サービスエリア（上り線）を“道ナカ”商業施設「Pasar（パサル）」、館山自動車道市原サービスエリア（下り線）及び長野自動車道姨捨サービスエリア（上り線）を地域性・旅の楽しみを凝縮した旅のドラマを演出する「ドラマチックエリア」としてリニューアルする等、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めてまいりました。

当連結会計年度の道路休憩所事業における営業収益は、株式会社ネクスコ東日本リテイルの運営規模縮小等により、452億46百万円（前期比0.6%減）となりました。

一方、営業費用は、営業施設等の維持管理費や減価償却費の増加等により、416億36百万円（前期比0.6%増）となり、この結果、36億9百万円の営業利益（前期は41億79百万円の営業利益）となりました。

IV その他の事業

その他の事業につきましては、平成25年2月に日比谷駐車場内に開業した自転車駐輪場「HIBIYA RIDE」に関して、会員数増加を図るために積極的な販売促進活動を実施したほか、当社の会員カード「E-NEXCO pass」に関して平成26年2月よりイオン E-NEXCO pass 2周年記念キャンペーンを実施する等、事業の拡大に努めてまいりました。更に、日比谷駐車場事業、郡山トラックターミナル他1ヶ所におけるトラックターミナル事業、高速道路の高架下における占用施設活用事業等を行いました。

国内のコンサルティング事業としましては、国土交通省が事業促進PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）として発注した「三陸沿岸道路事業監理業務（気仙沼唐桑工区）」（10km）を平成24年6月から平成26年3月まで実施しました。

※本業務は、平成26年4月に新たな契約を締結し、平成26年4月から平成28年3

月まで実施することとなりました。

海外事業の分野では、高速道路事業を通じて蓄積された技術とノウハウを活用して、インドにおいてバンガロールITSマスタープラン策定調査業務等の技術支援を行っています。

また、海外道路事業への本格参入に向け、平成25年6月にインド最大の道路PPP運営会社であるITNL社（IL&FS Transportation Networks Limited）との間で、協働調査実施に関する覚書を締結し、インドの道路PPP事業の採算性や参入リスクについて調査・検討を進めてまいりました。

そして、当社が有する高速道路の計画、建設、管理・運営に関する技術とノウハウに基づきITNL社に対する技術アドバイザリー業務を平成26年2月から開始しました。また、道路PPP事業運営に関する知見の蓄積と遂行能力の向上を図るため、平成26年3月にITNL社が100%出資する「Pune Sholapur Road Development Company Limited.（プネ～ソラプール道路の4車線化拡幅事業を行う特別目的会社）」の株式の約9%（16百万株、約3億50百万円）を取得し、インドの道路PPP事業へ試行的に参入しました。

当連結会計年度のその他の事業における営業収益は16億円（前期比38.0%増）、営業費用は15億90百万円（前期比20.4%増）となり、この結果、10百万円の営業利益（前期は1億61百万円の営業損失）となりました。

（2）対処すべき課題

高速道路事業におきましては、安全・安心・快適・便利な高速道路のご利用を確保しつつ、機構との協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払うとともに、高速道路ネットワークの形成を進めていく必要があります。特に、高速道路の管理につきましては、景気の動向等が交通動向や料金収入に与える影響を引き続き注視しつつ、お客さまを第一に考え、適切かつ円滑な運用を図っていく必要があります。

これらの課題に適切に対処していくため、当社は、経営理念・ビジョンを共有するグループ会社との一体経営を一層推進し、グループ全体の効率性・生産性の更なる向上に努めてまいります。あわせて、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、更には広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

また、今後の少子高齢化、人口減少、厳しい国家財政及びインフラの老朽化等当社グループを取り巻く事業環境の大きな変動期においても、当社グループの企業価値を更に高め、継続してその使命を果たし続けるため、「NEXCO東日本グループ長期ビジョン2025」を平成26年3月に策定し、当社グループが今後10年にわたって目指すべき方向性を共有し、取り組んでいくこととしました。

あわせて、平成26年度から平成28年度までの3か年を、上記長期ビジョンの実現に向けた「着実に事業を遂行し将来の飛躍につなげる期間」と位置付け、同3か年を対象とした新たな「中期経営計画」を策定し、取り組んでまいります。

更には、高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会での検討を踏まえて平成26年1月に取りまとめた「大規模更新・大規模修繕計画（概略）」に沿って、高速道路本体の構造物の大規模更新・大規模修繕を着実に実施してまいります。

これら高速道路の安全・安心の確保のための取組みのほか、常磐自動車道の早期全線開通及び首都圏環状道路の整備といった道路建設事業の展開、休憩施設のリニューアル等について、グループ一丸となって取り組んでまいります。

株主各位におかれましては、今後とも当社グループの事業に対し、一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

(3) 資金調達の状況

当期の道路建設等の資金に充てるため、次のとおり、総額1,250億円の普通社債を発行するとともに、金融機関9行2庫から総額300億円の借入れを行い、総額1,550億円を調達いたしました。

種別	発行日 (借入日)	発行額 (借入額)
東日本高速道路株式会社第21回社債	平成25年 6月 4日	250億円
東日本高速道路株式会社第22回社債	平成25年 7月 30日	300億円
東日本高速道路株式会社第23回社債	平成25年 9月 20日	200億円
東日本高速道路株式会社第24回社債	平成25年12月 4日	200億円
東日本高速道路株式会社第25回社債	平成26年 3月 11日	300億円
長期借入金	平成25年 8月 23日	150億円
長期借入金	平成26年 3月 28日	150億円
合計		1,550億円

なお、道路建設等の事業資金に充てるために当社が負担している債務のうち、当期においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定に基づき、機構に帰属した道路資産に対応する1,249億円（社債債務1,099億円及び借入金債務150億円）の債務が機構に引き受けられました。

また、平成26年3月27日開催の取締役会において、平成26年度における普通社債及び長期借入金の調達限度額を5,085億円、短期社債及び短期借入金に係る残高の限度額を各750億円とすることをそれぞれ決議いたしました。

注) 当連結会計年度におきまして、安全性確保のための所要の事業（緊急修繕）に要する費用の一部である20億円については、機構による債務引受けの対象外とし、同事業を実施いたしました。なお、同事業により形成された道路資産は、機構に帰属する道路資産として取り扱われます。

(4) 設備投資の状況

① 当期中に完成した主要設備

(高速道路事業)

首都圏中央連絡自動車道新規開通に伴う茂原北料金所ほか10料金所の新設（全11箇所）（スマートインターチェンジ分を含む。）

道央自動車道旭川鷹栖料金所ほか52料金所ETC設備の新設（全53箇所）（スマートインターチェンジ分を含む。）

(道路休憩所事業)

東北自動車道羽生パーキングエリア（上り線）ほか1箇所の営業施設の改修（全2箇所）

道東自動車道由仁パーキングエリア（上下線）の営業施設の新設（全2箇所）

② 当期継続中の主要設備の新設・拡充

(高速道路事業)

常磐自動車道新規開通に伴う新地料金所ほか10料金所の新設（全11箇所）（スマート

インターチェンジ分を含む。)

道央自動車道大谷地料金所ほか50料金所ETC設備の新設(全51箇所)(スマートインターチェンジ分を含む。)

(道路休憩所事業)

常磐自動車道守谷サービスエリア(下り線)の営業施設の改修(1箇所)

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	単位	平成22年度 第6期	平成23年度 第7期	平成24年度 第8期	平成25年度 第9期 (当連結会計年度)
営業収益 (売上高)	百万円	800,392	839,816	840,461	859,053
経常利益	百万円	11,898	7,179	10,879	5,795
当期純利益	百万円	7,797	4,515	8,275	2,296
1株当たり 当期純利益	円	74.26	43.00	78.81	21.87
総資産	百万円	800,534	727,777	814,774	882,424
純資産	百万円	159,433	163,974	172,248	156,094
自己資本比率	%	19.91	22.53	21.14	17.68
1株当たり 純資産	円	1,518.40	1,561.66	1,640.46	1,486.61

②当社の財産及び損益の状況

区分	単位	平成22年度 第6期	平成23年度 第7期	平成24年度 第8期	平成25年度 第9期 (当連結会計年度)
営業収益 (売上高)	百万円	771,298	804,680	803,236	821,457
経常利益	百万円	6,404	4,983	5,175	845
当期純利益	百万円	2,497	3,071	3,355	△125
1株当たり 当期純利益	円	23.78	29.25	31.95	△1.19
総資産	百万円	778,692	700,794	783,845	849,537
純資産	百万円	136,773	139,845	143,200	143,075
自己資本比率	%	17.56	19.95	18.26	16.84
1株当たり 純資産	円	1,302.60	1,331.85	1,363.81	1,362.62

(6) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
高速道路事業	道路管理事業 道路建設事業
受託事業	道路受託事業
道路休憩所事業	道路休憩所事業
その他の事業	駐車場事業 トラックターミナル事業 占用施設活用事業 ホテル事業 ウェブ事業 コンサルティング事業 海外事業 カード事業

(7) 主要な営業所

(平成26年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

- ・本社 (東京都千代田区)
- ・支社 北海道支社 (札幌市) 【 6 管理事務所、 1 工事事務所】
- 東北支社 (仙台市) 【 1 5 管理事務所、 4 工事事務所】
- 関東支社 (東京都台東区) 【 1 4 管理事務所、 6 工事事務所】
- 新潟支社 (新潟市) 【 4 管理事務所、 1 工事事務所】
- ・海外 インド事務所 (インド)

注) 平成25年3月末に北海道支社の1工事事務所を閉鎖しました。

②主要な子会社の本店所在地

- 株式会社ネクスコ・トール東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・トール関東 (東京都墨田区)
- 株式会社ネクスコ・トール北関東 (東京都荒川区)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング (東京都荒川区)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟 (新潟市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 (東京都足立区)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟 (長岡市)
- 株式会社ネクスコ・パトロール東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・パトロール関東 (東京都文京区)
- 株式会社ネクスコ・サポート北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・サポート新潟 (新潟市)
- 株式会社ネクスコ東日本トラスティ (東京都港区)
- ネクセリア東日本株式会社 (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本リテイル (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本エリアサポート (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本ロジテム (東京都港区)
- 株式会社盛岡セントラルホテル (盛岡市)
- 株式会社ホームワークス (東京都港区)

(8) 従業員の状況

(平成26年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業部門	従業員数	対前期比増減
高速道路事業	12,195名	358名増
受託事業		
道路休憩所事業	1,191名	55名減
その他の事業		
共通部門	350名	13名減
計	13,736名	290名増

②当社の使用人の状況

従業員数	対前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,189名	なし	42.9歳	19.7年

注) 当社から社外への出向者を除き、社外からの出向者を含みます。

(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

(平成26年3月31日現在)

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクスコ・トール 東北	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール 関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール 北関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・エンジ ニアリング北海道	60 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジ ニアリング東北	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ東日本エ ンジニアリング	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジ ニアリング新潟	40 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・メンテ ナンス北海道	43 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテ ナンス東北	99 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテ ナンス関東	90 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテ ナンス新潟	72 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・パトロ ール東北	60 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・パトロ ール関東	90 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポー ト北海道	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業 務
株式会社ネクスコ・サポー ト新潟	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業 務
株式会社ネクスコ東日本ト ラスティ	45 百万円	100.0%	用地の取得・管理及び社屋等管 理業務
ネクセリア東日本株式会社	15 億円	100.0%	サービスエリア・パーキングエ リア内商業施設の管理・運営業 務
株式会社ネクスコ東日本リ テイル	225 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエ リア内直営店舗運営業務
株式会社ネクスコ東日本エ リアサポート	90 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエ リア内商業施設の管理点検業 務及びコンシェルジュ業務
株式会社ネクスコ東日本ロ ジテム	150 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエ リア内店舗への配送等業務

株式会社盛岡セントラルホテル	55 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内直営店舗運営業務等
株式会社ホームワークス	20 百万円	100.0%	飲食店舗運営業務

注) 株式会社盛岡セントラルホテルは、株式会社ネクスコ東日本リテイルの完全子会社（当社の孫会社）です。

注) 株式会社ホームワークスは、ネクセリア東日本株式会社の完全子会社（当社の孫会社）です。

② その他の重要な企業結合の状況

(平成26年3月31日現在)

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社NEXCO保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理店業務、生命保険募集業務、保険コンサルティング業務
株式会社NEXCOシステムズ	50 百万円	33.3%	NEXCO3社の基幹となるシステムの運用管理業務
株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	NEXCO3社の高速道路技術に関する調査・研究・技術開発業務
ハイウェイ・トール・システム株式会社	75 百万円	24.0%	料金収受機械保守整備業務
東京湾横断道路株式会社	900 億円	33.3%	東京湾アクアライン、海ほたるパーキングエリアの管理・運営業務
東北高速道路ターミナル株式会社	10 億 82 百万円	27.0%	仙台南トラックターミナル、郡山トラックターミナルの管理・運営業務
日本高速道路インターナショナル株式会社	4 億 99 百万円	28.6%	海外の高速道路の新設・改築・維持・修繕・管理に関する業務

(10) 主要な借入先の状況

(平成26年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	104億48百万円
株式会社三井住友銀行	68億74百万円
農林中央金庫	67億34百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	65億64百万円
信金中央金庫	56億50百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

(平成26年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 420百万株
- ② 発行済株式の総数 105百万株
- ③ 株主数 2名
- ④ 1単元の株式数 100株

(2) 株主の状況

(平成26年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況		当社の株主への出資状況	
	持ち株数	議決権比率	持ち株数	議決権比率
国土交通大臣	104,952,251株	99.95%	—	—
財務大臣	47,749株	0.04%	—	—

注) 議決権比率は、小数点以下第2位未満を切り捨てて表示しております。

※平成26年4月1日に、国土交通大臣が所有する全株式が財務大臣の所有になりました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(平成26年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岩沙 弘道	取締役会長	三井不動産株式会社 代表取締役会長
廣瀬 博	代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	
斉藤 伸一	代表取締役兼専務執行役員 総務・経理本部長	
榊 正剛	取締役兼常務執行役員 経営企画本部長	
長尾 哲	取締役兼常務執行役員 管理事業本部長	
山内 泰次	取締役兼常務執行役員 建設・技術本部長	
鹿島 幹男	取締役兼常務執行役員 事業開発本部長	
南波 廣宜	監査役 (常勤)	
佐伯 博三	監査役 (常勤)	
秋山 和美	監査役 (常勤)	

注) 当期中 (平成25年6月25日) に辞任により退任した役員は、次のとおりであります。(役名は退任時)

・監査役 清原 建氏

注) 南波廣宜氏及び秋山和美氏は会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。

注) 取締役岩沙弘道氏は、三井不動産株式会社代表取締役会長であり、当社は同社との間で本社社屋の賃貸借契約等を締結しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	備考
取締役	6人	112百万円	・取締役の報酬額 年額 200百万円以内 (平成17年9月21日開催 の創立総会決議)
監査役	4人	52百万円	・監査役の報酬額 年額 70百万円以内 (平成17年9月21日開催 の創立総会決議)
計	10人	165百万円	

注) 上記のほか、当期において役員退職慰労引当金11百万円を計上しております。

注) 上記報酬等の額には、第8期定時株主総会において退任した監査役1名に対して支給した退職慰労金1百万円を含んでおります。

注) 上記報酬等の額には、社外監査役3名に対する報酬等35百万円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

I 監査役 南波 廣宜

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは当該事業年度に開催された14回全てに出席し、監査役会へは同16回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

II 監査役 秋山 和美

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは当該事業年度に開催された14回全てに出席し、監査役会へは同16回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

III 監査役 清原 建

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは当該事業年度の在任期間に開催された3回の中2回に出席し、監査役会へは同6回全てに出席し、法律の専門家としての豊富な経験をもとに、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、監査役会にお

いて常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

② 責任限定契約の概要

当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。

当該定款に基づき当社が社外監査役である南波廣宜氏、秋山和美氏及び清原建氏と締結した当該契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記責任限定が認められるのは、社外監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	6.6百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9.5百万円

注) 表下段の額には、表上段の額を含んでおります。

注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合による場合のほか、当該会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とする方針であります。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年4月27日開催の取締役会において決議いたしました「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、当事業年度では、平成26年3月27日開催の取締役会において所要の見直しを行い、次のように決議いたしました。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。

高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて、事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規程等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えとともに、老朽化する高速道路の確実な維持管理に向けた取組を行う。

また、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定め、事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整えるほか、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取り組むこととする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要な業務執行に係る決議、報告を行うとともに、経営会議を設置し、全社的に影響を及ぼす重要事項を十分に審議する。

また、経営の監督機能と業務執行機能の明確な役割分担のもと、役員・執行役員間の全社的な経営情報の共有を行う役員連絡会を設置し、取締役会の決議又は経営会議の審議に基づく代表取締役の定めた方針に従い業務を執行する体制を確立するとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。

内部監査の専属組織を設置し、継続的な監査を実施する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の経営管理に関する社内規則を定め、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整える。

また、グループ会社における内部統制体制について指導・支援を行い、その整備に努めるとともに、グループ会社の内部監査を定期的実施する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織を設置し、専属の使用人を配置する。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人については業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとする。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めることとする。

連 結 貸 借 対 照 表

平成26年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金	15,882	
高速道路事業営業未収入金	70,355	
未収入金	18,533	
有価証券	16,499	
仕掛道路資産	469,536	
その他のたな卸資産	3,673	
受託業務前払金	7,289	
繰延税金資産	1,304	
その他	11,168	
貸倒引当金	△ 14	
流動資産合計		614,228
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	50,588	
減価償却累計額	△ 14,762	35,825
構築物	48,325	
減価償却累計額	△ 11,623	36,701
機械及び装置	116,460	
減価償却累計額	△ 68,502	47,957
車両運搬具	30,178	
減価償却累計額	△ 20,485	9,693
工具、器具及び備品	11,951	
減価償却累計額	△ 8,016	3,934
土地		86,531
リース資産	4,196	
減価償却累計額	△ 1,808	2,388
建設仮勘定		1,895
有形固定資産合計		224,927
2 無形固定資産		
無形固定資産		9,932
無形固定資産合計		9,932
3 投資その他の資産		
投資有価証券		22,928
長期前払費用		1,863
繰延税金資産		4,454
その他		3,674
貸倒引当金		△ 135
投資その他の資産合計		32,784
固定資産合計		267,644
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費		551
繰延資産合計		551
資 産 合 計		882,424

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	118,824	
1年内返済予定の長期借入金	2,261	
リース債務	797	
未払金	35,957	
未払法人税等	2,240	
預り金	1,407	
受託業務前受金	9,153	
前受金	1,473	
賞与引当金	4,938	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	66	
回数券払戻引当金	24	
その他	25,993	
流動負債合計	203,138	
II 固定負債		
道路建設関係社債	354,643	
道路建設関係長期借入金	50,000	
長期借入金	10	
リース債務	1,775	
ETCマイレージサービス引当金	8,365	
その他引当金	607	
退職給付に係る負債	94,515	
のれん	4,342	
その他	8,929	
固定負債合計	523,190	
負債合計		726,329
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金	52,500	
資本剰余金	58,793	
利益剰余金	63,277	
株主資本合計	174,570	
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1	
退職給付に係る調整累計額	△ 18,477	
その他の包括利益累計額合計	△ 18,475	
純 資 産 合 計		156,094
負 債 ・ 純 資 産 合 計		882,424

連 結 損 益 計 算 書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 営業収益		859,053
II. 営業費用		
道路資産賃借料	461,842	
高速道路等事業管理費及び売上原価	324,115	
販売費及び一般管理費	69,842	855,800
営業利益		3,252
III. 営業外収益		
受取利息	54	
土地物件貸付料	353	
持分法による投資利益	1,312	
その他	1,027	2,748
IV. 営業外費用		
支払利息	86	
その他	119	206
経常利益		5,795
V. 特別利益		
固定資産売却益	270	
その他	96	367
VI. 特別損失		
固定資産除却損	635	
減損損失	203	
その他	52	891
税金等調整前当期純利益		5,271
法人税、住民税及び事業税	3,585	
法人税等調整額	△ 610	2,974
少数株主損益調整前当期純利益		2,296
当期純利益		2,296

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
平成25年4月1日残高	52,500	58,793	60,980	172,274	△ 25	—	△ 25	172,248
連結会計年度中の変動額								
当期純利益			2,296	2,296				2,296
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					27	△ 18,477	△ 18,450	△ 18,450
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,296	2,296	27	△ 18,477	△ 18,450	△ 16,153
平成26年3月31日残高	52,500	58,793	63,277	174,570	1	△ 18,477	△ 18,475	156,094

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

一 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結している。

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 22 社

連結子会社の名称

(株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・トール北関東、
(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、
(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、
(株)ネクスコ・メンテナンス北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス東北、
(株)ネクスコ・メンテナンス関東、(株)ネクスコ・メンテナンス新潟、(株)ネクスコ・パトロール東北、
(株)ネクスコ・パトロール関東、(株)ネクスコ・サポート北海道、(株)ネクスコ・サポート新潟、
(株)ネクスコ東日本トラスティ、ネクセリア東日本(株)、(株)ネクスコ東日本リテイ尔、
(株)盛岡セントラルホテル、(株)ネクスコ東日本ロジテム、(株)ネクスコ東日本エリアサポート、
(株)ホームワークス

二 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用している。

持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法適用の関連会社数 7 社

会社等の名称

東京湾横断道路(株)、(株)NEXCO システムズ、(株)高速道路総合技術研究所、
ハイウェイ・トール・システム(株)、(株)NEXCO 保険サービス、東北高速道路ターミナル(株)、
日本高速道路インターナショナル(株)

三 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっている。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっている。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっている。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法）を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。

- ③ ハイウェイカード偽造損失補てん引当金
ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上している。
 - ④ 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上している。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。
 - ⑥ ETC マイレージサービス引当金
ETC マイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。
 - ⑦ カードポイントサービス引当金
カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上している。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
社債の償還期限までの期間で均等償却している。
 - ② 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。
過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。
 - ③ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理している。

④ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成 17 年国土交通省令第 65 号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っている。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。

なお、平成 21 年 3 月 31 日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が 50 億円以上の長期工事（工期 2 年超）については工事進行基準を適用している。

⑤ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 会計方針の変更に関する注記

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付適用指針」という。）を適用している。（ただし、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めを除く。）

これらの会計基準等の適用により、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減している。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が 94,515 百万円計上されている。また、その他の包括利益累計額が 18,477 百万円減少している。

3. 連結貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 355,000 百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 220,000 百万円（額面）の担保に供している。
- (2) 当社の連結子会社である㈱ネクスコ東日本リテイルは、宝くじ販売等受託業務に関して、定期預金 2 百万円を担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	3,008,671 百万円
中日本高速道路(株)	2,345 百万円
西日本高速道路(株)	27 百万円
合 計	3,011,044 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

- ① 日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,516 百万円
--------------------	-----------

- ② 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	280,000 百万円
--------------------	-------------

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が 110,000 百万円（額面）、道路建設関係長期借入金が 15,000 百万円それぞれ減少している。

三 その他のたな卸資産の内訳

商品	434 百万円
未成工事支出金	708 百万円
原材料及び貯蔵品	2,530 百万円
合 計	3,673 百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

5. 金融商品に関する注記

一 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産（以下「高速道路資産」という。）に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達している。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達している。

なお、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社においては、運転資金等をその用途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその用途とする長期の資金調達を行っている。

長期の資金調達においては、固定金利による調達（社債等）の比率を高め、その余を変動金利による調達（金融機関からの借入）によっていることから、金利変動リスクは最小限にとどめている。また、変動金利による調達（金融機関からの借入）に関しては金利変動リスクがあるが、市中における金利環境及び当該借入金の借入期間を考慮のうえ、返済までの金利変動リスクは限定的であると判断されることから、デリバティブは利用していない。

なお、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っている。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合もある。

二 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,882	15,882	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	70,355 △14		
	70,341	70,341	—
(3) 未収入金	18,533	18,533	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	16,879	16,881	1
② その他有価証券	155	155	—
(5) 高速道路事業営業未払金	(118,824)	(118,824)	—
(6) 未払金	(35,957)	(35,957)	—
(7) コマーシャル・ペーパー	(19,999)	(19,999)	—
(8) 道路建設関係社債	(354,643)	(364,406)	(9,762)
(9) 道路建設関係長期借入金	(50,000)	(50,000)	—
(10) 長期借入金	(2,271)	(2,294)	(22)

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除している。

(*) 負債に計上されているものについては、() で示している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっている。

(5) 高速道路事業営業未払金、(6) 未払金並びに(7) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(8) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっている。

(9) 道路建設関係長期借入金並びに(10)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り算する方法によっている。

(注) 2. 非上場株式等(連結貸借対照表 22,393 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

6. 賃貸等不動産に関する注記

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設(土地を含む)等を有している。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものである。

二 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	3,876	3,876
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	83,532	83,108

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

(注) 2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)である。

7. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,486.61 円
一株当たり当期純利益金額	21.87 円

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金	14,146	
高速道路事業営業未収入金	70,359	
未収入金	17,358	
未収収益	17	
短期貸付金	1,935	
有価証券	16,499	
仕掛道路資産	470,943	
商品	4	
原材料	581	
貯蔵品	991	
受託業務前払金	7,353	
前払金	230	
前払費用	298	
繰延税金資産	286	
その他の流動資産	8,937	
貸倒引当金	△ 14	
流動資産合計		609,930
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,926	
減価償却累計額	△ 778	1,147
構築物	41,233	
減価償却累計額	△ 7,670	33,562
機械及び装置	114,395	
減価償却累計額	△ 67,429	46,965
車両運搬具	27,478	
減価償却累計額	△ 18,839	8,639
工具、器具及び備品	6,325	
減価償却累計額	△ 4,379	1,945
土地		3
リース資産	221	
減価償却累計額	△ 154	67
建設仮勘定	1,066	93,397
無形固定資産		3,678
A 高速道路事業固定資産合計		97,075
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	29,711	
減価償却累計額	△ 8,458	21,253
構築物	6,372	
減価償却累計額	△ 3,416	2,955
機械及び装置	1,873	
減価償却累計額	△ 783	1,090
工具、器具及び備品	344	
減価償却累計額	△ 155	188
土地		73,118
建設仮勘定	690	99,297
無形固定資産		93
B 関連事業固定資産合計		99,390

科 目	金 額		
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	8,549		
減価償却累計額	<u>△ 3,163</u>	5,386	
構築物	652		
減価償却累計額	<u>△ 415</u>	237	
機械及び装置	117		
減価償却累計額	<u>△ 57</u>	60	
車両運搬具	0		
減価償却累計額	<u>△ 0</u>	0	
工具、器具及び備品	1,400		
減価償却累計額	<u>△ 927</u>	472	
土地		11,373	
リース資産	426		
減価償却累計額	<u>△ 168</u>	257	
建設仮勘定		35	17,823
無形固定資産			<u>4,601</u>
D その他の固定資産			22,424
有形固定資産			
土地		<u>114</u>	<u>114</u>
E 投資その他の資産			
関係会社株式			15,176
投資有価証券			357
長期貸付金			512
長期前払費用			1,751
その他の投資等			2,372
貸倒引当金			<u>△ 121</u>
固定資産合計			<u>239,055</u>
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費			<u>551</u>
繰延資産合計			<u>551</u>
資 産 合 計			<u><u>849,537</u></u>

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	141,457	
1年以内返済予定長期借入金	2,261	
リース債務	155	
未払金	23,444	
未払費用	1,403	
未払法人税等	515	
預り連絡料金	749	
預り金	16,515	
受託業務前受金	9,153	
前受金	1,474	
前受収益	7	
賞与引当金	2,339	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	66	
回数券払戻引当金	24	
その他の流動負債	22,205	
流動負債合計	22,205	221,774
II 固定負債		
道路建設関係社債	354,643	
道路建設関係長期借入金	50,000	
その他の長期借入金	10	
リース債務	187	
繰延税金負債	186	
受入保証金	4,695	
退職給付引当金	66,012	
役員退職慰労引当金	34	
ETCマイレージサービス引当金	8,365	
カードポイントサービス引当金	427	
資産除去債務	124	
固定負債合計	484,687	484,687
負債合計		706,462
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金		52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	
その他資本剰余金	6,293	
資本剰余金合計	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	19,277	
繰越利益剰余金	12,504	
利益剰余金合計	31,781	31,781
株主資本合計		143,074
II 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		0
評価・換算差額等合計		0
純 資 産 合 計		143,075
負債・純資産合計		849,537

損益計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	658,934	
道路資産完成高	117,474	
その他の売上高	2,321	778,730
2. 営業費用		
道路資産賃借料	461,842	
道路資産完成原価	119,473	
管理費用	201,344	782,659
高速道路事業営業損失		△ 3,929
II. 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
受託業務収入	31,183	
休憩所等事業収入	9,942	
その他の事業収入	1,600	42,726
2. 営業費用		
受託業務事業費	31,249	
休憩所等事業費	8,792	
その他の事業費用	1,590	41,632
関連事業営業利益		1,094
全事業営業損失		△ 2,834
III. 営業外収益		
受取利息		5
有価証券利息		22
受取配当金		3,146
土地物件貸付料		260
雑収入		429
		3,865
IV. 営業外費用		
支払利息		93
社債利息		4
雑損失		86
経常利益		845
V. 特別利益		
固定資産売却益		244
244		244
VI. 特別損失		
固定資産除却損		439
減損損失		203
642		642
税引前当期純利益		447
447		447
法人税、住民税及び事業税		700
700		700
法人税等調整額		△ 126
△ 126		573
573		573
当期純損失		△ 125
△ 125		△ 125

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
					別途 積立金	繰越利益 剰余金					
平成25年4月1日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	17,846	14,060	31,906	143,200	-	-	143,200
事業年度中の変動額											
別途積立金の積立					1,430	△ 1,430	-	-			-
当期純損失(△)						△ 125	△ 125	△ 125			△ 125
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									0	0	0
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	1,430	△ 1,556	△ 125	△ 125	0	0	△ 125
平成26年3月31日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	19,277	12,504	31,781	143,074	0	0	143,075

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっている。
- ② 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっている。
- ③ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっている。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

② 商品・原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

三 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上している。
- (3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金
ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上している。
- (4) 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上している。
- (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。
- (6) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上している。
- (7) ETC マイレージサービス引当金
ETC マイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。
- (8) カードポイントサービス引当金
カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上している。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成 17 年国土交通省令第 65 号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っている。

また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。

なお、平成 21 年 3 月 31 日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が 50 億円以上の長期工事（工期 2 年超）については工事進行基準を適用している。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理している。

(4) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 355,000 百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 220,000 百万円（額面）の担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	3,008,671 百万円
中日本高速道路(株)	2,345 百万円
西日本高速道路(株)	27 百万円
合 計	3,011,044 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

- ① 日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 7,516 百万円

- ② 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 280,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 110,000 百万円（額面）、道路建設関係長期借入金が 15,000 百万円それぞれ減少している。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,115 百万円
長期金銭債権	501 百万円
短期金銭債務	47,240 百万円
長期金銭債務	873 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 10,116 百万円

営業費用 134,676 百万円

営業取引以外の取引による取引高 4,260 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

賞与引当金 828 百万円

退職給付引当金 23,375 百万円

ETC マイレージサービス引当金 2,962 百万円

その他 2,791 百万円

繰延税金資産小計 29,957 百万円

評価性引当額 △29,667 百万円

繰延税金資産合計 290 百万円

繰延税金負債

その他 △189 百万円

繰延税金負債合計 △189 百万円

繰延税金資産の純額 100 百万円

6. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1年内	477,964百万円
1年超	18,084,170百万円
合 計	18,562,135百万円

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされている。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされている。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっている。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっている。

7. 関連当事者との取引に関する注記

一 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	国土交通省(国土交通大臣)	(被所有)直接99.9%	道路の新設等の受託等	受託業務前受金の受入(注1.注2)	15,043	受託業務前受金	6,787

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれている。

2. 一般の取引条件と同様に決定している。

二 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ネクセリア東日本(株)	所有直接100%	休憩施設の賃貸等	配当金の受入(注)	805		
子会社	(株)ネクスコ・メンテナンス関東	所有直接100%	維持修繕業務の委託等	配当金の受入(注)	465		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 子会社の株主総会の決議等をもって剰余金の配当が行われたものである。

三 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	461,842	高速道路事業営業未払金	90,158
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産完成高	117,474	高速道路事業営業未収入金	13,219
				債務の引渡及び債務保証(注1)	125,000		
			借入金等の連帯債務	債務保証(注2)	3,008,671		
				債務保証(注3)	162,516		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡している。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額のうち、7,516 百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と、155,000 百万円については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、それぞれ連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

8. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,362.62 円
一株当たり当期純損失金額	1.19 円

独立監査人の監査報告書

平成26年5月28日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大下内 徹 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打越 隆 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 浩明 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月28日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大下内 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打越 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 浩明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、「平成25年度監査役監査方針及び実施計画」、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査役監査方針及び実施計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、当該会計監査人の職務が適正に行われることを確保するための体制についても、指摘すべき事項は認められません。

平成26年 6月 4日

東日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	南波 廣宜	Ⓔ
常勤監査役	佐伯 博三	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	秋山 和美	Ⓔ